

人事院公示第4号

人事院は、人事院規則2—4（人事院の職員に対する権限の委任）第2項の規定に基づき、昭和38年人事院公示第5号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和2年3月18日

人事院総裁 一 宮 なほみ

1 次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
1 (略)	1 (略)
2 委任する権限及び所掌事務	2 委任する権限及び所掌事務
一～二十 (略)	一～二十 (略)
二十一 人事院規則9—129（東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための人事院規則9—30（特殊勤務手当）の特例）に規定する次に掲げる事項	二十一 人事院規則9—129（東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための人事院規則9—30（特殊勤務手当）の特例）に規定する次に掲げる事項
(1)～(17) (略)	(1)～(17) (略)
<u>(18) 第7条第1項の規定に基づき、人事院が定めることとされている航空機及び船舶、区域並びに作業について定めること。</u>	(新設)
<u>(19) 第7条第2項の規定に基づ</u>	(新設)

<p><u>き、人事院が認めることとさ</u> <u>れている作業について認める</u> <u>こと。</u></p> <p>二十二 (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>二十二 (略)</p> <p>3・4 (略)</p>
---	-------------------------------

2 この決定による改正は、令和2年3月18日から効力を発生する。